

特集 ■ 障害者自立支援法と補装具

2006 年 10 月、障害者自立支援法の施行に伴い、これまで「基準外」で支給されてきた補装具は、できるだけ基準内に取り入れて支給しようという方向が示された。そこで本特集では、どんな品目を取り入れるべきか、最近とくに進歩の著しいものを紹介し、その適応と効果などについて解説していただいた。

障害者自立支援法による補装具費の支給 (樫本 修氏, 745 頁)

補装具および日常生活用具の定義が明示された。補装具費支給の種目範囲については、これまで補装具とされていた色めがねを廃止、点字器・人工喉頭・頭部保護帽・ストマ用装具・つえは日常生活用具に移行、一方、日常生活用具であった重度障害者用意思伝達装置は補装具種目に加えられた。そのほか、補装具費支給システムの改革、補装具種目の見直しなどに関する仕組みづくりが行われた。

義肢 (澤村誠志氏, 751 頁)

障害者自立支援法に基づく補装具費の支給制度は、当事者にとっても義肢装具業界にとっても大変厳しい現状にあり、果たして良質な義肢サービスが継続できるのか問題が多い。最近の義肢の進歩に関しては、インターフェースやソフトインサート、坐骨収納型ソケット、膝継手・足継手・足部の研究開発や前腕筋電義手の普及について言及している。今後、義肢装具士が育つ培地をつくることが大切であり、高度な新しい義肢の供給には地域の義肢装具適合センター機能の確立が必要である。

装具 (藤野宏紀氏ら, 757 頁)

短下肢装具に求められるポイントは、① 底背屈方向への正しい運動方向性、② 調整の容易性と正確性、③ 外観性、④ 着脱の容易性であり、これらを備えた装具が今後の主流になるであろう。新しい装具の開発については、足部や下腿カフの形状には採型を要するが、他の構成部品に関してはモジュラー化することが可能で、その意味で山本らの開発した「DACS AFO」や筆者らが開発した「調整機能付き後方平板支柱型短下肢装具 (APS-AFO)」は優れている。

座位保持装置 (繁成 剛氏, 763 頁)

障害児の重度化が進むなかで、座位保持装置については「姿勢保持装置」としての体系化が急務である。障害が重度の故に臥位保持が必要なこともあり、一方では立位の補助が必要な場合もある。今後は、姿勢保持機能のついたトイレチェアや入浴用の椅子など、日常生活で頻繁に使用するものは補装具として位置づけるべきである。

車いす (飯島 浩氏, 767 頁)

1999～2006 年に横浜市で交付された基準外・特例補装具について調査した結果、ティルト式車いす・電動車いすは、とくに 2003 年以後急激な増加を示している。ティルト式車いすは座圧を分散したり筋の緊張を緩めるなど、種々の身体的負担を予防するだけでなく、移乗の介助を軽減するうえでも有効である。そのほか、6 輪型車いすは狭い家屋内の使用に適し、生活空間の拡大にはスタンドアップ車いすが有効である。